

広報いが市

平成19年
4/15

市民と行政を結ぶ広報紙

No.42 2007.APRIL

平成19年4月15日発行／伊賀市役所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地
編集／企画振興部広聴広報課 TEL 0595-22-9636 FAX 0595-22-9617 伊賀市ホームページ <http://www.city.iga.lg.jp/>

市税の納付は便利な口座振替(自動)で

口座振替にすると、あなたの指定の預貯金口座から市税を自動的に振替納付することができ、納税のために金融機関などへお出かけいただく必要がなくなります。

利用申し込みの手続き

市が指定した金融機関などの窓口または本庁税務課・各支所納税窓口で『伊賀市市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)』に必要事項を記入の上、お申し込みください。

一度申し込みと翌年度以降も継続されますので、毎年の手続きは不要です。

【申し込みに必要なもの】

- (1) 預貯金通帳
- (2) 預貯金通帳の届出印
- (3) 納税通知書

※口座振替の開始を希望する期の納期限日の約1カ月前までに申し込みをしていただかないと、振替できない場合があります。(郵便局は約2カ月前)

※下記の口座振替取扱金融機関の市外の本・支店および市外の郵便局で申し込みをご希望の方は収納係へご連絡ください。「伊賀市市税等口座振替依頼書(自動払込) 利用申込書」を送付します。

口座振替の対象

▼市県民税(普通徴収分)

▼固定資産税

▼軽自動車税

▼国民健康保険税

※納付書に「随」と記された「随時課税分」は、口座振替の対象となりませんので金融機関などで直接納めてください。

※固定資産税および軽自動車税の場合は、申請された納税義務者名義の全部が対象になります。

※土地や家屋を相続したときや共有となったときには、固定資産税の口座振替の申し込みが再度必要となります。

振替日

▼「期別」を指定された場合は、各納期限の日に振り替えます。

▼「全期」を指定された場合は、第1期の納期限日に年税額を一括して振り替えます。

▼残高不足などで振替不能となった場合、再振替はいたしません。後日、市から送付する口座振替不能通知書で納めてください。2期以降は、その年度に限り「期別」の扱いになり、各納期限の日に振り替えます。

口座振替済通知書の送付

口座振替済通知書の送付は行いません。各納期の振替済額については、預貯金通帳でご確認ください。なお、軽自動車税のうち車検の必要な車両の分については、納税証明書を送付します。

平成19年度伊賀市市税納期限一覧表

市・県民税		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
4月		1期	5月 1日			1期	5月 1日
5月				全期	5月31日	2期	5月31日
6月	1期	7月 2日					
7月			2期	7月31日			
8月	2期	8月31日				3期	8月31日
9月						4期	10月 1日
10月	3期	10月31日				5期	10月31日
11月						6期	11月30日
12月			3期	12月25日		7期	12月25日
1月	4期	1月31日				8期	1月31日
2月			4期	2月29日		9期	2月29日
3月						10期	3月31日

■ご利用いただける金融機関など(口座振替取扱金融機関)
百五銀行、北伊勢上野信用金庫、三重銀行、第三銀行、三菱東京UFJ銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、東海労働金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、郵便局

【問い合わせ】 本庁税務課 ☎22-9612